令和３年４月

千葉市在宅高齢者等おむつ給付等事業　給付の流れ

**１　配達相談連絡票・見積書**

本事業利用希望者からおむつの配達希望がありましたら、納入業者（以下、業者）が

全て記載した配達相談連絡票（以下、連絡票）を利用希望者に渡してください。（連絡票に記載する業者の所在地等は全て債権者登録と同じ内容にしてください。）

また、当該利用希望者に配達する１か月分のおむつの見積書（税込）を作成してお渡しください。見積書の宛名は市長ではなく、利用希望者です。（見積書は市に提出する必要はありません。）

見積書は、業者登録の際に市に提出した単価表に記載した商品から、利用希望者の身体状況に応じ、適正に見積もるようにしてください。なお、単価表に記載されていない商品は配達できません。（市は一切給付金を支払いません。）

在宅高齢者等おむつ給付等事業の対象者要件

・介護保険で要介護1～5のいずれかの認定を受けていること

・常時失禁状態にあること

・千葉市内に住所を有し、千葉市内の居宅で介護を受けていること

・生活保護法による保護、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けていないこと

・ご本人及びご本人と同一住所地に居住する親族全員が市民税非課税であること

・在宅重度心身障害者おむつ給付事業の給付をうけていないこと

**２　申請**

（１）申請手続きできる方

新規申請は原則、本人、家族、ケアマネジャーに限らせていただきます。

（２）申請書類

　　　①おむつ給付等申請書　②配達相談連絡票　③介護保険被保険者証の写し④調査同意書

給付を決定した場合、毎月１０日（土日祝日の場合はその前日）までの申請は申請

した月から、１１日以降の申請は翌月からの給付となります。

ただし、提出書類に不備があった場合は、不備が解消された日を申請日とします。

**３　配達依頼**

給付決定後、市より「おむつ給付等依頼書」を業者宛に郵送します。

おむつ給付等依頼書には、利用者の氏名、住所、電話番号、給付基準額、要介護度、

給付期間が記載されていますので、よく確認してください。

給付期間終了後に配達されたおむつは、市の給付対象とはなりません。給付期間を適切に管理し、配達を行ってください。

**４　給付金額**

市は給付基準額の範囲内で、利用者が購入したおむつ代の９割（１円未満の端数切捨て）を給付します。（おむつの購入等に要する費用が、基準額より低い金額の場合は、かかる費用の９割（１円未満の端数切捨て）を市が給付します。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 基準額 | 基準額の内訳 | |
| 市給付額（９割） | 利用者負担（１割） |
| 要介護１・２・３ | ４，０００円 | ３，６００円 | ４００円 |
| 要介護４・５ | ８，０００円 | ７，２００円 | ８００円 |

**５　配達**

利用者と相談の上、配達日時を決定して、紙おむつは月１回、布おむつは週１回以上配達してください。

配達の際は、受領書、領収書を持参し、おむつを渡したら、受領書に受領印（サイン）をもらってください。本人・家族以外がおむつを受け取った場合は、本人との関係を記載してもらう必要があります（例：ヘルパー）。

また、配達したおむつ代から市の給付金を差し引いた差額を利用者から受け取り、領収書を渡してください。

なお、「千葉市内の居宅で介護を受けていること」が給付の要件であり、市外に居住している場合や入院している場合、及び特別養護老人ホームや介護老人保健施設等に入所している場合は対象外であるため、納入業者に給付金の返還を求めることとなりますので、ご注意ください。

**６　給付期間**

おむつの給付期間は市が利用希望者から申請を受けた時点の介護保険被保険者証の認定有効期間までです。

利用者が、給付期間終了後も引き続きおむつ給付を受けたい場合は、更新後の新しい介護保険被保険者証の写しを添付して、区高齢障害支援課に改めて給付申請をする必要があります。この場合、業者に変更がなければ、連絡票の添付は省略できます。

介護保険の認定更新手続きは、認定期間終了の６０日前から行うことができますので、おむつ給付期間の終了が近い利用者で、給付の継続が必要だと思われる方には、配達の際に手続きが必要であることを案内するなどのご協力をお願いします。

利用者が認定更新の手続きをしたにもかかわらず、介護保険の有効期間が過ぎても新しい介護保険被保険者証が届かない場合は、認定更新の手続きの際に発行される「資格者証」の写しを添付して給付申請の手続きができます。審査の上、資格者証に記載された要介護度を基準に給付期間を１か月間とする給付決定をしますので、各区高齢障害支援課にご相談ください。

**７　給付金の請求**

給付金は、区ごとに各区高齢障害支援課から業者へ支払います。

おむつを配達した月の翌月１０日までに利用者の住所地の区ごとに取りまとめの上、各区高齢障害支援課に請求書、内訳書、受領書（写し可）を提出してください。

請求書・内訳書は区別、事業別（高齢者・障害者）に分けて、利用者の内訳は氏名の５０音順で作成してください。

なお、受領書には単価表に記載された整理番号の記載をお願いします。

また、利用者の受給資格喪失後（給付期間を終了した後や本人の死亡後など）に配達されたおむつについては、市は一切給付金を支払いませんのでご注意ください。

**８　納入業者登録**

おむつ給付事業の納入業者については、有効期間を設けておりません。

年度の途中で、当初登録した事項に変更が生じた場合は、千葉市高齢福祉課に連絡の上、事業者情報登録票（データ）を提出してください。

また、取扱商品及び価格に変更があった場合は、高齢福祉課に連絡の上、新しい単価表（データ）をメールで送信してください。（本市では、拡張子「.lzh」ファイルの電子メールでの受信ができませんので、ご注意ください。）

なお、単価表は当該月の１０日までに提出があった場合は翌月利用分から反映し、１１日以降に提出があった場合は翌々月利用分から反映します。

**９　債権者登録**

市から給付金をお支払いする際の振込先口座や代表者名・事業所所在地等に変更が生じた場合は、登録情報の変更が必要となりますので、高齢福祉課にご連絡ください。

千葉市　おむつ給付

千葉市　債権者登録



**10　ホームページのご案内**

「見積書」、「受領書」、「請求書」、「内訳書」等の書式がダウンロードできます。必要事項が記載されていれば、必ずしもこの書式を使用する必要はありませんが、記載する項目は、ホームページに公開している書式同様、漏れのないようにしてください。

利用者向けの案内や各種書式、登録業者情報はホームページにおいて公開しています。



**〔お問い合わせ先〕**

高齢者おむつ給付制度・業者登録に関すること

**千葉市高齢福祉課　TEL 043-245-5166**

おむつ給付の利用申請・支払いに関すること

**区高齢障害支援課**

**中央区 TEL 043-221-2150　花見川区 TEL 043-275-6425　稲毛区 TEL 043-284-6141**

**若葉区 TEL 043-233-8558　緑　　区 TEL 043-292-8138　美浜区 TEL 043-270-3505**